

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和2年3月26日(2020.3.26)

【公表番号】特表2019-506508(P2019-506508A)

【公表日】平成31年3月7日(2019.3.7)

【年通号数】公開・登録公報2019-009

【出願番号】特願2018-542168(P2018-542168)

【国際特許分類】

C 08 L	9/00	(2006.01)
C 08 K	3/36	(2006.01)
C 08 K	3/04	(2006.01)
C 08 K	3/06	(2006.01)
C 08 K	3/22	(2006.01)
C 08 K	5/09	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)

【F I】

C 08 L	9/00	
C 08 K	3/36	
C 08 K	3/04	
C 08 K	3/06	
C 08 K	3/22	
C 08 K	5/09	
B 60 C	1/00	A

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月10日(2020.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1種または複数種のジエンエラストマー、少なくとも1種の補強用充填剤、少なくとも1種のカップリング剤、少なくとも1種の化学架橋系に基づくゴム組成物であって、補強用充填剤が、実質的に球状のナノ粒子の形態のシリカを含み、このシリカのBET比表面積が、 $30\text{ m}^2/\text{g}$ ～ $250\text{ m}^2/\text{g}$ の範囲である、ゴム組成物。

【請求項2】

実質的に球状のナノ粒子の形態のシリカが、 1 nm^2 あたり4以上のシラノール基数を有することを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

実質的に球状のナノ粒子の形態のシリカが、0.80以上の球指数を有することを特徴とする、請求項1および2のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項4】

実質的に球状のナノ粒子の形態のシリカが溶融シリカであることを特徴とする、請求項1から3までのいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

実質的に球状のナノ粒子の形態のシリカの含有量が、60～250phrの範囲であることを特徴とする、請求項1から4までのいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 6】

実質的に球状のナノ粒子の形態のシリカの質量が、補強用充填剤の総質量の 60 % 超となることを特徴とする、請求項 1 から 5 までのいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 7】

カーボンブラックをさらに含むことを特徴とする、請求項 1 から 6 までのいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 8】

架橋性または架橋済みである、請求項 1 から 7 までのいずれか 1 項に記載のゴム組成物の少なくとも 1 つを含む、タイヤ用半完成ゴム物品。

【請求項 9】

トレッドであることを特徴とする、請求項 8 に記載の物品。

【請求項 10】

請求項 8 または 9 に記載の少なくとも 1 つの半完成物品を含むことを特徴とする、タイヤ。